

産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準 新旧対照表

改正案			現行			
別表1		構造基準	別表1		構造基準	
項目		許容限度	項目		許容限度	
有害物質関係項目	1	カドミウム及びその化合物	0.03	1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
	2	シアン化合物	1	2	シアン化合物	1 mg/L 以下
	3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L 以下
	4	鉛及びその化合物	0.1	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	5	六価クロム化合物	<u>0.2</u>	5	六価クロム化合物	<u>0.5</u> mg/L 以下
	6	ひ素及びその化合物	0.1	6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	9	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003	9	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003 mg/L 以下
	10	トリクロロエチレン	0.1	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	11	テトラクロロエチレン	0.1	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
	12	ジクロロメタン	0.2	12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
	13	四塩化炭素	0.02	13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
	14	1, 2-ジクロロエタン	0.04	14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
	15	1, 1-ジクロロエチレン	1	15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
	17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
	19	1, 3-ジクロロプロベン	0.02	19	1, 3-ジクロロプロベン	0.02 mg/L 以下
	20	チウラム	0.06	20	チウラム	0.06 mg/L 以下
	21	シマジン	0.03	21	シマジン	0.03 mg/L 以下
	22	チオベンカルブ	0.2	22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
	23	ベンゼン	0.1	23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下

	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	25	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
	26	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計が 100mg/L 以下
	28	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
生活環境項目	1	水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下
	2	生物化学的酸素要求量	25(20) mg/L 以下
	3	化学的酸素要求量	25(20) mg/L 以下
	4	浮遊物質	50(40) mg/L 以下
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10 mg/L 以下
	7	フェノール類含有量	1 mg/L 以下
	8	銅含有量	3 mg/L 以下
	9	亜鉛含有量	2 mg/L 以下
	10	溶解性鉄含有量	3 mg/L 以下
	11	溶解性マンガン含有量	3 mg/L 以下
	12	クロム含有量	2 mg/L 以下
	13	大腸菌数	(800 コロニー形成単位/mL) 以下
	14	窒素含有量	120(60) mg/L 以下 [20(10) mg/L 以下]
	15	りん含有量	16 (8) mg/L 以下 [2 (1) mg/L 以下]

注1 排水基準欄の()内の数値は、日間平均値を示す。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に限り適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれ

	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
	25	ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
	26	ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計が 100mg/L 以下
	28	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
生活環境項目	1	水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下
	2	生物化学的酸素要求量	25(20) mg/L 以下
	3	化学的酸素要求量	25(20) mg/L 以下
	4	浮遊物質	50(40) mg/L 以下
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10 mg/L 以下
	7	フェノール類含有量	1 mg/L 以下
	8	銅含有量	3 mg/L 以下
	9	亜鉛含有量	2 mg/L 以下
	10	溶解性鉄含有量	3 mg/L 以下
	11	溶解性マンガン含有量	3 mg/L 以下
	12	クロム含有量	2 mg/L 以下
	13	大腸菌群数	(3,000 個/cm ³) 以下
	14	窒素含有量	120(60) mg/L 以下 [20(10) mg/L 以下]
	15	りん含有量	16 (8) mg/L 以下 [2 (1) mg/L 以下]

注1 排水基準欄の()内の数値は、日間平均値を示す。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に限り適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれ

らに流入する公共用水域に限って適用する。

4 リン含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

5 窒素含有量についての排水基準の[]内は、湯ノ湖水域に限って適用し、リン含有量についての排水基準の[]内は、湯ノ湖水域及び中禅寺湖水域に限って適用する。

6 検定方法については、昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」によるものとする。

らに流入する公共用水域に限って適用する。

4 リン含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

5 窒素含有量についての排水基準の[]内は、湯ノ湖水域に限って適用し、リン含有量についての排水基準の[]内は、湯ノ湖水域及び中禅寺湖水域に限って適用する。

6 検定方法については、昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」によるものとする。